

令和5年 第4回香芝市教育委員会会議（4月定例）会議録

日 時 令和5年4月24日(月)  
午前10時00分より  
場 所 香芝市役所5階委員会室

〔出席者〕

教育長 小西 友吉  
委 員(教育長職務代理者) 田中 貴治  
委 員 三岡 正美  
委 員 關野 英明  
委 員 山田 綾子

〔事務局〕

教育部長 澤 和七  
まなび推進局長 津崎 弘美  
教育総務課長 玉村 晃章  
保健給食課長 土佐 潔孝  
保健給食課参事(広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会会長) 黒松 俊光  
学校教育課長 陀安 龍也  
学校支援室長 中里 倫  
こども課長 山内 隆弘  
生涯学習課長 柳原 訓  
市民図書館長 大橋 典子  
文化財課長 奥田 昇  
学校支援室指導主事 山内 寿代

〔書記〕

教育総務課主幹 木原 健次

教育長 令和5年第4回香芝市教育委員会会議を招集したところ、委員各位には公私何かとご多用のところご出席いただき誠にありがとうございます。本会議が円滑に運営できますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。ここで、4月1日付けで職員の人事異動がございましたので、次長級及び課長級の紹介をお受けいたします。  
教育部長。

教育部長 おはようございます。開会前の大変貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。それでは4月1日付の人事異動に伴い、異動となりました、次長級、課長級を順に紹介させていただきます。異動となった局長、課長級職員は起立願います。

それではご紹介申し上げます。教育部まなび推進局長、津崎弘美でございます。保健給食課参事、広陵町・香芝市共同中学校給食センター協議会会長、黒松俊光でございます。学校支援室長、中里倫でございます。学校支援室指導主事、山内寿代でございます。

こども課長、山内隆弘でございます。生涯学習課長、柳原訓でございます。以上で紹介を終わらせていただきます。どうか今後ともよろしく願いいたします。

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 出席者が定足数に達しておりますので、これより令和5年第4回香芝市教育委員会会議（4月定例）を開会いたします。

委員並びに、事務局、傍聴にお越しの皆様方に申し上げます。携帯電話の電源はお切りになるか、またはマナーモードにしてください。また、香芝市教育委員会傍聴規則第6条により、写真録音等が禁止されていますのでよろしくお願いいたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 本日の署名委員は、田中委員と山田委員にお願いいたします。

日程4 諸報告について

教育長 それでは日程に基づきまして、日程4の諸報告として、私から報告いたします。

3月31日（金）、辞令交付式。小・中学校校長全員来ていただきまして、辞令交付式をしております。

同じく3月31日（金）、退職職員表彰状伝達式。これは各学校退職される先生方のところに行って参りました。

4月3日（月）、辞令交付式。小学校11名、中学校2名の新採用の先生方。そして小学校に養護教諭1名入っていただいております。それから、幼稚園、認定こども園合わせ3名の初任の先生方もおられます。

4月4日（火）、市部長会、教育委員会部課長会。それから広陵町役場訪問とございますけれども、これは中学校給食の方で、新しく黒松所長に変わりましたので、その報告をしに、広陵町の方に訪問させていただいております。

4月7日（金）、三和小学校入学式。三和小学校、校長先生、教頭先生ともに、初任の校長先生、教頭先生でございましたので、参加させていただきました。とてもいい入学式を挙行されておりました。

4月10日（月）、香芝中学校入学式。

同じく4月10日（月）、奈良県庁訪問。県教育委員会を中心に行って参りました。県教育長とは、約1時間お話をさせていただきまして、今の教育行政についての指導も仰ぎながら、香芝市の状況もお話しさせていただきました。それから、各課課長にご挨拶に行かせていただいております。それから、副知事、総務部長のところにもご挨拶に行かせていただきました。

4月11日（火）、香芝市認定こども園鎌田幼稚園の入園式に行かせていただきました。とてもいい入園式を見せていただきました。

同じく4月11日（火）、香芝高校の校長先生が来庁されて、図書館との連携についての継続、そして新たに学校運営委員さんに陀安課長のお願いということで来られました。

4月12日（水）、13日（木）、教育施設及び保育施設の視察。市長、副市長とともに、昨年、一昨年の中で、新しくできた施設、また、改築した施設についての様子を見に行き参りました。

4月17日(月)、香芝市立小中学校校長会、園長会。令和5年度の一番初めの会議でございましたので教育委員さんにも来ていただいて課長、主幹等の紹介をさせていただきます。

4月19日(水)、令和5年度第1回奈良県都市教育長協議会。今年度、御所市、五條市の教育長が新たに交代されておりました。

4月23日(日)、令和5年度香芝市公民館開講のつどい。津崎局長とともに参加させていただきました。特にコロナ禍が収束していく中で、より活発な活動ができるかなということを期待しております。

諸報告は以上でございます。

教育長 只今の報告につきまして、質問等はございませんか。  
山田委員。

山田委員 新型コロナウイルス感染症対策本部会議なんですけども、5類への引き下げに伴い今後の対策について何か変更ありましたか。お願いいたします。

教育長 教育部長。

教育部長 今回の会議は「5類への移行に向けた取り組みについて」ということが主な会議の内容でした。

まず、2類相当から5類に変わることによって、香芝市ホームページのトップページの項目を一つにまとめるということと、あと各所管それぞれ5類に変わることによって、5月8日からいろんな体制が変わることをもれなく更新するように、ということが1点ありました。

それから、その他につきましては、5月8日以降に変わるものとして、各施設における待合の席、そういった部分の空間をひと席空けて座るようになっておりましたけども、それも解除して以前の通り詰めて座っていただくということになりました。

それから、継続中となっております大声での発声を伴う場合の施設の収容率上限50%という制限、これについてももう終了いたします。

それから職員のコロナに由来する特別休暇制度というのがございましたが、これも5月8日以降終了いたします。

あと、各施設の出入口における検温モニター及び消毒液。これについては、一旦5月8日以降もそのまま継続して、「5月末を目途に再度検討する」というようなことが現在決まったところでございます。

あとは特に大きく変わったことはないんですけども、今後、インフルエンザ等と同様の対応ということも含めながら、そういった方向で検討していくというようなお話でございました。以上でございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。  
三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。4月11日(火)、香芝高校の学校長が来庁してくださったということで、図書館との連携を進めていらっしゃるということなんですけれども、現在でどういった連携を考えていらっしゃるのでしょうかお聞かせいただけますか。

教育長 図書館長。

図書館長 令和5年度は、5月13日(土)に子ども読書の日記念事業というのを開催しまして、作家のトークイベントを中・高生を対象に行う予定です。その司会を香芝高校の

生徒さんをお願いしますのと、あと、同じ日の午前中に、高校生による絵本の読み聞かせということで、こちら香芝高校の生徒さんに、3歳以上のお子さんを対象に、絵本の読み聞かせをしていただくというようなイベントを考えております。

その他、昨年度、図書委員の方を対象に本の紹介POPを作成するための講座の講師に、市民図書館の職員が行かせていただいたんですけども、その時に作成したPOPと本と一緒に、展示をするというのもこの5月に予定しております。以上です。

教育長 三岡委員。

三岡委員 ありがとうございます。香芝高校との連携をしっかりとって新しいプロジェクトを進めていただいて本当に大変いいことだと思っております。

一つ例なんですけれども、ちょっと私事なんですけれども娘が滋賀県の方の大学におりまして、去年、滋賀県の教育委員会から大学の図書館の方に依頼がございまして、娘が大学図書館でライブラリースタッフとしてアルバイトをしております関係で、その図書館のアルバイトスタッフ大学生ですね、そのスタッフと滋賀県の中学校、高校の図書委員さんとオンラインで、いかに子どもたちに読書を進めていったらいいか、どういう本をどういった形で紹介するかですとか、そういった活動の話し合いの場がオンラインで開かれました。非常に有意義な会であったと聞いております。また、ご興味ございましたら、私の方までお声掛けていただければありがたいと思います。

教育長 ありがとうございます。他にご質問等はございませんか。

教育長 質問等がないようですので、日程5に進みたいと思います。

日程5 (1) 承第3号「香芝市いじめ・不登校対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」

教育長 案件(1)承第3号「香芝市いじめ・不登校対応委員会委員の委嘱及び任命に関する報告並びに承認について」を事務局より説明お願いいたします。

学校支援室長。

学校支援室長 失礼いたします。ただいま提案になりました承第3号につきまして、提案理由説明を申し上げます。本案は、令和5年4月1日付をもって、令和5年度の香芝市いじめ・不登校等対応委員会委員の委嘱及び任命につきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則、第4条第2項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。なお、任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。何卒慎重審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

日程5 (2) 承第4号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 続きまして、案件（２）承第４号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」事務局より説明をお願いいたします。  
生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。ただいま提案になりました、承第４号「香芝市公民館運営審議会委員の委嘱に関する報告及び承認について」提案理由の説明をさせていただきます。  
香芝市公民館条例第４条及び第５条の規定により、公民館運営審議会委員に、次の方々を委嘱しましたので、香芝市教育委員会権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第４条第２項の規定により報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じます。

その内容ですけれども、学校教育関係者として、市校長会から、香芝西中学校、藤田秀之様、社会教育関係者として、大道正一様、同じく能見直英様、石田宏一様、土橋雅様、金春一義様、川本牧子様、家庭教育関係者として堀内淳子様、学識経験者として森山哲也様、宮村裕子様。以上１０名の方に委嘱の臨時代理処分を行ったものでございます。

なお、藤田秀之様、石田宏一様、土橋雅様、川本牧子様、宮村裕子様は新任でございます。他の５名の方につきましては、再任となっております。

何卒慎重ご審議いただきご承認賜りますようよろしくをお願いいたします。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

#### 日程５（３） 承第５号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 続きまして、案件（３）承第５号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いいたします。  
生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。ただいま提案になりました、承第５号「香芝市社会教育委員の委嘱に関する報告及び承認について」提案理由説明をさせていただきます。

香芝市社会教育委員に関する条例第１条及び第２条第２項の規定により社会教育委員の委嘱をいたしましたので、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第４条第２項の規定により報告させていただき、承認を賜りたいと存じます。

その内容ですが、まず学校関係者として、市校長会から、香芝西中学校長藤田秀之様。社会教育関係者として、助定雅章様、大野絹恵様、長江亮知様、田中ひろみ様。家庭教育関係者として、栗崎佐江様、沖本可奈様。青少年教育関係者として、三浦有希江様、松井睦人様。学識経験者として宮村裕子様。以上１０名の方に委嘱の臨時代理処分を行ったものです。

藤田秀之様、長江亮知様、栗崎佐江様、三浦有希江様、松井睦人様は新任であり、他の５名の方につきましては再任となっております。

なお、この後２名の委嘱を予定しております。公民館運営審議会会長と市PTA協

議会会長につきましては、それぞれの審議会及び総会で会長が決定いたしましたらあらためてご報告をさせていただきます。

何卒慎重ご審議いただきご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はありませんか。  
關野委員。

關野委員 ちょっと私の認識不足かもしれませんけども、この社会教育委員の立ち位置はどういう形なんですか。諮問機関になるんですか。それとも附属機関になるんですか。ちょっとその辺が釈然としませんのでご説明お願いします。

教育長 暫時休憩いたします。

( 10時22分 休憩開始 )

( 10時24分 休憩終了 )

教育長 休憩を閉じて再開いたします。  
生涯学習課長。

生涯学習課長 貴重なお時間いただきましてありがとうございます。失礼しました。  
まず、社会教育委員といたしましては、社会教育法の第15条によって教育委員会が委嘱するという事になっております。それに伴いまして第17条により社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会の助言するために次の職務を行うということで、  
17条の1、社会教育に関する諸計画を立案すること。  
17条の2、定時または臨時の会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。  
17条の3、第2号の職務を行うために必要な研究調査で調査を行うこと。  
とございます。以上でございます。

教育長 關野委員。

關野委員 附属機関でもない、いわゆる諮問機関という形で解釈したらいいですかね。わかりました。ありがとうございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はありませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議はないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

日程5(4) 承第6号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する報告及び承認について」

教育長 続きまして、案件(4)承第6号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する報告及び承認について」を事務局より説明をお願いいたします。  
生涯学習課長。

生涯学習課長 ただいま提案になりました、承第6号「香芝市地域学校協働活動推進員の委嘱に関する報告及び承認について」提案理由の説明をさせていただきます。

社会教育法第9条の7、並びに香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第2条第5号の規定により、次の方を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間、臨時代理にて委嘱いたしましたので、同規則第4条第2項の規定により報告させていただき、ご承認を賜りたいと存じます。

その内容でございますが、下田小学校区に吉川陽子様。鎌田小学校区に大橋智子様。香芝西中学校区、二上小学校区、関屋小学校区に田中ひろみ様。五位堂小学校区に磯山康様。香芝北中学校区、旭ヶ丘小学校区に大西吉要子様。志都美小学校区に中村佐知子様を委嘱するものでございます。

なお、香芝中学校区、三和小学校区、香芝東中学校区、真美ヶ丘西小学校区、真美ヶ丘東小学校区においては、現在未定となっております。

何卒慎重ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。  
三岡委員。

三岡委員 失礼いたします。今回6名の方の委嘱に対してはこちらで結構だと考えております。昨年の4月にも教育委員会会議の中で、三和小学校区の推進員さんについては学校からの推薦を、今後予定しているということ。また香芝東中学校区4校は、現状は、委嘱の予定は未定となっております。今年度五位堂小学校を担当してくださる方は見つかったようなんですけれども、なかなか人材が見つからなくて困ってらっしゃるのが現状かなと思っております。他の市町村ではPTA役員の方のOBの方であったり、自治会の世話役の方、また退職した教職員の方にお声を掛けてらっしゃるところが多いようなんですけれども、やはりこの地域学校協働活動推進員さんという役割自体が、すごく重く、なかなか皆さんお引き受けくださらないのかなと思っております。ただやはり非常に必要な役割の方ですので、学校運営協議会の委員さんに、この推進員さんの必要性や役割をもう一度しっかりとご説明していただいて、ご理解いただき、学校運営協議会の中から推薦していただくというのが一番良いのかなと思っております。なかなか大変だと思いますけれども、また今後よろしくお願いいたします。

教育長 生涯学習課長。

生涯学習課長 失礼いたします。ただいま三岡委員おっしゃっていただいたことに関連するものであろうかと思われましても、生涯学習課といたしまして各校1名ずつというところは、常に置いておりましたけれども、結果、令和5年度につきましては、実現できなかったというところで、本年度より生涯学習課の方に地域活動指導員ということで、学校現場を経験していただきました、お名前上島さんとおっしゃられるんですけれども、配置をしていただきました。この上島さんを中心に、学校現場に積極的に入っていただくということになり、それに伴って、不在校についても、新規人材の開拓を含め、学校地域の協力のもとで行っていく体制は整えさせていただきました。繰り返しますけれども不在校につきましては、引き続き、人材の推薦等に努めて学校長との会話の中で進めて参りたいと思っておりますので、5年度につきましては地域活動指導員とともに、活発に行っていきたいと考えております。以上でございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

日程 5 (5) 議第 18 号「香芝市指定文化財の指定について」

教育長 続きまして、案件 (5) 議第 18 号「香芝市指定文化財の指定について」を事務局より説明お願いいたします。  
文化財課長。

文化財課長 ただいま提案になりました議第 18 号「香芝市指定文化財の指定について」提案理由の説明を申し上げます。議案書は 10 ページ参考資料も 10 ページからになります。本案は、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する第 2 条第 15 条の規定に基づき、香芝市指定文化財として指定することについて、委員会の議決を求めるものです。

当該文化財は、江戸時代以降、所有者の藤田家に伝来するもので、同家は現在、廃寺となっている良福寺の常盤寺に隣接し、この寺域の所有者でもあることから常盤寺に縁の深い家柄と考えられます。この常盤寺は、平安時代の学僧、恵心僧都源信の生誕地との伝承があり、また国宝『春日権現験記絵』(宮内庁三の丸尚蔵館所蔵)の正安 3 年(1301)に春日社から盗まれた神鏡、神様の鏡ですね。神鏡 3 面が発見された「常葉といふ所の堂」に比定される由緒ある寺院です。当時の遺品としては、平安時代の重要文化財木造大日如来坐像 1 軀が阿日寺に客仏として伝来するのみです。本像は、3 軀とも後世の補修により尊容がやや損なわれてはいるものの、平安・鎌倉時代の数少ない常盤寺の関連遺品である可能性が高く、当市の歴史を考えるうえで極めて貴重な文化財になります。

なお、令和 5 年 3 月 20 日開会の香芝市文化財保護審議会では、当該文化財 3 軀につきまして、香芝市文化財保護条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、香芝市指定文化財に指定するよう答申をいただいております。

何卒慎重ご審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございますか。  
田中委員。

田中委員 すいません。また香芝の歴史の中で発見、新たに調査していただいた上で、歴史の一面を垣間見ることが出来るものであるのではと思います。そういう意味で、今回、審議会から答申いただきました通りにご指定いただければいいのではないかとこのように思います。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 はい。私も田中委員と同じなんですけども。阿弥陀三尊像、通常の 10 分の 1 のコンパクトな仏像と書かれていますけども、本当にこの香芝の歴史を知っていく上で非常に価値のあるものじゃないかと、そういうふうに思いますね。私も関心がありますけども、一般公開とかあるんですか。

教育長 文化財課長。



文化財課長 はい。失礼します。現在、個人の所有ということになりますので、なかなか一般公開は難しいかなというふうに考えております。以上です。

關野委員 博物館等でお借りして公開するというのも考えていただいたら、この土地の歴史を知る上で皆さん本当に喜ばれると思いますけどね。ぜひ私も見たいんですけどもね。よろしくをお願いします。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り可決することといたします。

日程5 (6) 承第7号「学校運営協議会委員の委嘱、任命及び解任に関する報告並びに承認について」

教育長 続きまして、案件(6)承第7号「学校運営協議会委員の委嘱、任命及び解任に関する報告並びに承認について」を事務局より説明をお願いします。  
学校支援室長。

学校支援室長 失礼いたします。ただいま提案になりました、承第7号につきまして提案理由説明を申し上げます。

本案は、令和5年4月1日付、市内各小中学校の学校運営協議会委員の委嘱任命及び解任につきまして、香芝市教育委員会の権限に属する事務の一部委任及び臨時代理に関する規則第4条第2項により報告し、承認をお願いするものでございます。議案書13ページ以降をご覧ください。

各校の委員名簿でございます。今回、解任となりますのは、自治会やPTAの役職の交代あるいは人事異動や退職によるものでありまして、それに伴って、新たに委員の委嘱及び任命を行うものでございます。何卒慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。  
關野委員。

關野委員 各学校の委員のメンバー、要件区分的には(1)から(7)までありますけども、結構偏った感じがするんですけどもね。(4)の対象学校の教職員というのがほとんど入ってないですね。特に気になったのは志都美小学校。志都美小学校の運営協議委員。その中に校長さんも入ってますね。校長さんが協議委員会で方針とか説明する。その協議委員は、決まったことに対して、教育委員会、校長に意見を述べるのが出来ると。これ、何かちょっとおかしい感じしませんか。その指針を述べる人が、委員会のメンバーに入って意見を述べて、校長にまた具申したり、意見を述べてというのは、ちょっと何か矛盾するような感じがするんですよ。どうでしょう。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 失礼いたします。關野委員ご指摘の通り各校の要件区分におきまして学校長が入っ

ている学校運営協議会と、そうでないものがございます。まず、入っていないところに関しまして申しますと、当然、学校運営協議会の中で、学校長が必ず参加しておるということで、会の運営につきましてはすべての学校、学校長が入っております。で、要件区分の整理ということも今後考えていかなければならない。考え方についても、しっかり詰めていかなければいけないわけでございますけれども、要件区分（４）ということで対象学校の教職員という形で校長が、構成の委員として入っておるという形で報告推薦を上げてきております。委員として、校長が入っている場合もそうでない場合につきましても、委員会には意見を述べるというところについては学校長を通じて、委員からの意見をいただくというような形になっておりますが、冒頭申し上げましたように、關野委員おっしゃる通りそのあたりの組織のあり方ということについては今後、いただいた意見を参考にしながら、また考えていきたいなというふうに思っております。以上です。

教育長 關野委員。

關野委員 そうでしょうね。やっぱり各学校の中で管理職以外の、その当該対象学校の職員がこの中に入ってたらね、より詳しく学校の内容がわかるんじゃないかと思うんです。この中には校長は必ず入ってますのでね。その中入ってるにもかかわらず、委員の中に校長を入れるっていうのは何か矛盾が生じる気がしましてね。ここはもう、削除してもいいんじゃないかと、そういう気はしてるんですけども。はい。

もう1点いいですか。こういうふうな運営協議会というのは全学校ありますけどね。参考資料の22ページの第11条、「協議会は学校及び協議会からの便り、学校ホームページ、自治会の回覧板及び掲示板等を積極的に活用するものとする」となりますけども、情報提供する場合はこのようにしなさいとなっています。ところが協議会が発足されてから、私も地域におりますけども、協議会として情報提供はなかったという気がします。だからそのしっかりと協議されて、それが地域に伝わるように、やっぱり情報提供するべきじゃないかと思うんです。ただここは、提供を行う場合にはこうしなさいですから、必ずしなさいって義務規制じゃないんですけど、もしこれが、開示がなければ、協議会の中で何やってるんだろうと。本当に活動がしっかりと行われてるんかなってということで、地域住民の方から不信感が出てくるような気がするんです。だからもっともっと地域住民に、いろんなことが協議されて、こういうふうになっているという情報提供を多くしていった方がいいんじゃないかと思います。

教育長 学校支援室長。

学校支援室長 貴重なご意見ありがとうございます。委員のおっしゃる通り中身の、そしてどのような協議がなされてるかというところは、やはり地域住民の方のどうなってるんだと思っていただけてるところかと思います。当然情報発信の仕方については、しっかり、やり方、ルールに基づきながら、積極的な情報発信が出来るように私どもも指示伝達して参りたいと、このように考えております。以上でございます。

教育長 他にご意見、ご質問等はございませんか。

教育長 本案につきまして、ご異議ないでしょうか。

各委員 （「異議なし」の声あり）

教育長 ご異議がないようですので、原案の通り承認することといたします。

